

「再エネ特措法等の一部を改正する法律案」の成立について

2016年5月25日
電気事業連合会
会長 八木 誠

本日、「再エネ特措法等の一部を改正する法律案」が成立した。

同法案は、新たな認定制度への移行や電源ごとの価格目標の設定、入札制度の導入などにより、未稼働案件への対応や再エネ賦課金の急増など、現行制度の下での課題を解決し、「再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立」を目指すものと受け止めており、今後、再生可能エネルギーの導入を図っていく上で、大変重要な施策と考えている。

私どもとしても、法施行に向けて必要な検討や準備作業などにしっかりと取り組むとともに、持続可能な再生可能エネルギーの導入拡大に向け、今後も適切に対応してまいりたい。

なお、今回の改正法では、法施行時点で電力系統への接続契約の締結に至らない申込みは、法に基づく認定の効力を失うため、国においても、経過措置の内容やスケジュールなどを広く周知いただくとともに、私どもとしても、本日の法案成立を踏まえ、各社において、施行日の前日までに接続契約を締結するための申込期日をお知らせするなどし、新制度へ円滑に移行できるよう取り組んでまいりたい。

以 上

(参考資料)

電力系統への接続契約の申込期日について

- 改正再エネ特措法では、施行日（平成 29 年 4 月 1 日）において接続契約を締結済みの案件については、新認定制度による認定を受けたものとみなすこととされており、現行法の基本的な仕組みや価格を維持するには、法施行時点で電力会社との接続契約を締結していることが要件とされています。
- 電力各社では、接続検討や契約締結に必要となる期間を勘案し、施行日の前日までに接続契約を締結するための申込期日を下記のとおりとし、各社のホームページ等でお知らせするとともに、国においても周知を行うこととしております。

| 会社名 | 申込期日 |
|---|------------------|
| 北海道電力、東北電力、 東京電力パワーグリッド、中部電力、 北陸電力、関西電力、中国電力、 四国電力、九州電力、沖縄電力 | 平成 28 年 6 月 30 日 |

※お申込みが平成 28 年 7 月 1 日以降となる場合は、改正法の施行日の前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約を締結できない場合があることをご了承ください。

- 上記内容の詳細や接続契約に係る取扱いなどにつきましては、契約の申込先となる電力各社にお問い合わせください。

以 上